

12 附 録

(1) 大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設の届出状況

(平成24年3月31日現在 資料：西三河県民事務所)

施設番号	施 設 名	施設数
1	ボイラー	252
5	金属の精製又は鑄造の用に供する溶解炉	14
6	金属の鍛造若しくは圧延又は金属若しくは金属製品の熱処理の用に供する加熱炉	34
9	窯業製品の製造の用に供する焼成炉及び溶解炉	2
10	無機化学工業製品又は食料品の製造の用に供する反応炉及び直火炉	5
11	乾燥炉	21
13	廃棄物焼却炉	2
29	ガスタービン	15
30	ディーゼル機関	39
31	ガス機関	6
施 設 合 計		390
届出工場・事業場数		104

(2) 愛知県県民の生活環境の保全等に関する条例に基づくばい煙発生施設の届出状況

(平成24年3月31日現在 資料：西三河県民事務所)

施設番号	施 設 名	施設数
1	ボイラー	72
5	金属の精製又は鑄造の用に供する溶解炉	4
6	金属の鍛造若しくは圧延又は金属製品の熱処理の用に供する加熱炉	1
10	焼成炉	3
11	直火炉	3
12	乾燥炉	7
14	廃棄物焼却炉	0
15	付着油処理施設	7
35-ハ	接着テープ又はフィルムの製造の用に供する混合施設、溶解施設、乾燥施設及び焼付施設	49
35-ヘ	金属の表面加工の用に供する脱脂施設	0
35-ト	化学工業品又は石油製品の製造の用に供する施設のうち蒸発施設、濃縮施設、混合施設及び溶解施設	23
37	輸送用機械器具の製造の用に供する塗装用乾燥施設	0
40	鑄造の用に供するシェルモールド中子造型施設	19
44	ジクロロメタンを使用する脱脂・洗浄施設	1
45	ウレタンの製造の用に供する発泡施設	4
46	接着剤塗布施設	1
施 設 合 計		194
届出工場・事業場数		49

(3) 大気汚染防止法に基づく粉じん発生施設の届出状況

(平成24年3月31日現在 資料：西三河県民事務所)

施設番号	施 設 名	施設数
1	コークス炉	0
2	堆積場	9
3	コンベア	25
4	破砕機・摩砕機	12
5	ふるい	1
施 設 合 計		47
届出工場・事業場数		15

(4) 愛知県県民の生活環境の保全等に関する条例に基づく
粉じん発生施設及び炭化水素系物質発生施設の届出状況

① 粉じん発生施設 (平成24年3月31日現在 資料：西三河県民事務所)

施設番号	施設名	施設数
1	コークス炉	0
2	堆積場	4
3	コンベア	32
4	破砕機・粉碎機・摩砕機・研磨機	168
5	ふるい	5
6	打綿機・混打綿機	21
7	チップパー・碎木機	2
8	吹付け塗装機	9
施設合計		241
届出工場・事業場数		50

② 炭化水素系物質発生施設 (平成24年3月31日現在 資料：西三河県民事務所)

施設番号	施設名	施設数
1	原油等貯蔵施設	0
2	ガソリンスタンドのガソリン貯蔵施設	14
施設合計		14
届出工場・事業場数		14

(5) 水質汚濁防止法に基づく特定事業場数

(平成24年3月31日現在 資料：西三河県民事務所)

業種等名	事業場数		合計
	衣浦湾・境川等水域	矢作川水域	
畜産農業	7 (0/2)	1 (0/0)	8 (0/2)
食料品製造業	10 (4/4)	6 (3/3)	16 (7/7)
繊維工業	1 (1/1)	0 (0/0)	1 (1/1)
パルプ・紙製造業	1 (1/1)	1 (1/1)	2 (2/2)
化学工業	0 (0/0)	0 (0/0)	0 (0/0)
窯業	1 (0/0)	0 (0/0)	1 (0/0)
鉄鋼業	0 (0/0)	0 (0/0)	0 (0/0)
金属機械製造業	44 (13/21)	6 (3/4)	50 (16/25)
浄水施設	2 (0/0)	0 (0/0)	2 (0/0)
旅館業	11 (3/5)	6 (0/0)	17 (3/5)
飲食店等	3 (0/1)	0 (0/0)	3 (0/1)
洗たく業	30 (0/0)	19 (0/0)	49 (0/0)
病院	1 (0/0)	1 (0/0)	2 (0/0)
自動式車両洗浄施設	46 (1/1)	15 (0/0)	61 (1/1)
試験研究機関	6 (0/1)	0 (0/0)	6 (0/1)
ごみ処理場	1 (0/0)	0 (0/0)	1 (0/0)
し尿処理・下水道終末処理施設	8 (6/6)	1 (0/1)	9 (6/7)
指定地域特定施設	28 (2/2)	20 (5/5)	48 (7/7)
その他	14 (3/3)	10 (2/2)	24 (5/5)
合計	214 (34/48)	86 (14/16)	300 (48/64)

()内は、規制対象事業場数 上段：総量規制対象事業場数

()内は、規制対象事業場数 下段：規制対象事業場数

(6) 特定建設作業の届出件数

(平成24年3月31日現在)

騒音関係		届出件数	
		騒音規制法	県条例
1	くい打機くい抜機等を使用する作業	54	0
2	びょう打機等を使用する作業	2	0
3	さく岩機を使用する作業	138	0
4	空気圧縮機を使用する作業	66	0
5	コンクリートプラント等を使用する作業	9	0
6	バックホウを使用する作業	358	—
7	トラクターショベルを使用する作業	18	—
8	ブルドーザーを使用する作業	81	—
9	建造物を動力、鉄球等で解体破壊する作業	—	37
10	コンクリートミキサー車等を使用する作業	—	337
11	コンクリートカッターを使用する作業	—	389
12	ブルドーザー、バックホウ等での整地又は掘削作業	—	763
13	ロードローラー、てん圧機等を使用する作業	—	622
合計		726	2,148

(平成24年3月31日現在)

振動関係		届出件数	
		騒音規制法	県条例
1	くい打機くい抜機等を使用する作業	76	0
2	鋼球を使用して建築物を破壊する作業	2	0
3	舗装版破碎機を使用する作業	14	0
4	ブレーカーを使用する作業	198	0
合計		290	0

(7) 愛知県県民の生活環境の保全等に関する条例に基づく騒音発生施設・振動発生施設の届出状況

① 騒音発生施設

(平成24年3月31日現在)

騒音発生施設の種類		騒音発生施設設置工場等数	騒音発生施設総数
1	金属加工機械	128	1,574
2	空気圧縮機等	246	2,281
3	土石用破碎機械	7	14
4	織機	28	797
5	建設用資材製造機械	3	5
6	穀物用製粉機	0	0
7	木材加工機械	42	123
8	抄紙機	0	2
9	印刷機械	12	7
10	合成樹脂用射出成型機	16	278
11	鋳型製造機	0	14
12	ディーゼルエンジン及びガソリンエンジン	20	58
13	送風機及び排風機	62	1,394
14	走行クレーン	8	87
15	洗びん機	2	6
16	真空ポンプ	0	92
合計		574	6,732

② 振動発生施設

(平成24年3月31日現在)

振動発生施設の種類		振動発生施設設置工場等数	振動発生施設総数
1	金属加工機械	115	2,061
2	圧縮機械等	182	1,582
3	土石用破碎機等	10	43
4	織機	30	369
5	コンクリートブロックマシン等	1	6
6	木材加工機械	1	1
7	印刷機械	5	55
8	ゴム練用ロール機等	2	18
9	合成樹脂用射出成形機	18	784
10	鋳型造型機	2	76
11	穀物用製粉機	0	0
12	ディーゼルエンジン及びガソリンエンジン	17	71
13	送風機等	98	2,072
合 計		481	7,138

(8) 騒音規制法に基づく特定施設の届出状況

(平成24年3月31日現在)

特定施設の種類		特定工場等数	特定施設総数
1	金属加工機械	147	1,650
2	空気圧縮機等	236	1,969
3	土石用破碎機等	9	17
4	織機	28	797
5	建設用資材製造機械	3	5
6	穀物用製粉機	0	0
7	木工化工機械	42	124
8	抄紙機	0	0
9	印刷機械	12	51
10	合成樹脂用射出成形機	19	250
11	鋳型造型機	0	14
合 計		496	4,877

(9) 振動規制法に基づく特定施設の届出状況

(平成24年3月31日現在)

特定施設の種類		特定工場等数	特定施設総数
1	金属加工機械	127	2,134
2	圧縮機	157	976
3	破碎機等	12	46
4	織機	30	369
5	コンクリートブロックマシン等	1	6
6	木材加工機械	1	2
7	印刷機械	5	50
8	ゴム練用ロール機等	2	19
9	合成樹脂用射出成形機	21	834
10	鋳型造型機	2	47
合 計		358	4,483

(10) 愛知県県民の生活環境の保全等に関する条例の規定に基づく悪臭関係工場等届出状況

(平成24年3月31日現在)

悪臭関係業種	届出件数
豚房施設（豚房の面積が50㎡以上）	3
牛房施設（牛房の面積が200㎡以上）	7
鶏を3,000羽以上飼育するもの	2
飼料又は有機質肥料の製造業（乾燥施設を有するものに限る）	0
ゴム製品製造業	1
し尿処理場	1
ごみ処理場	3
終末処理場	0
合 計	17

(11) 安城市環境基本条例

平成 13 年 4 月 20 日

前文

私たちのまち安城は、日本デンマークを培った広大な大地と豊かな自然に恵まれ、多くの人々のたゆみない努力により産業と文化をはぐくみ、今日まで発展してきた。

しかしながら、近年、私たちの暮らしは、産業の発展につれ物質的に豊かで便利になる一方で、限りある資源やエネルギーを大量に消費し、多量の廃棄物を排出し、身近な自然を減少させるにとどまらず、人類の生存基盤である地球環境にまで影響を及ぼし始めている。

私たちは、良好な環境の下に健康で文化的な生活を営む権利を有するとともに、このかけがえのない環境を健全で恵み豊かなものとして、将来の世代に引き継いでいく責務を担っている。

今こそ私たちは、人間にとって真の豊かな生活とは何かを考え直し、地球的視野に立って、自主的に社会経済活動による環境への負荷を減らし、すべての者が一体となって、循環型社会の形成を目指した行動を起こさなければならない。

このような認識の下に、環境への負荷の少ない人と自然とが共生することができる地球にやさしい環境都市を実現するため、ここに、この条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。
- (3) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(基本理念)

第 3 条 環境の保全及び創造は、すべての市民が健全で恵み豊かな環境を確保するとともに、これが将来の世代に継承されるように適切に行われなければならない。

- 2 環境の保全及び創造は、市、事業者及び市民それぞれの責務に応じた公平な役割分担及びこれらの者の協働のもとに、自主的かつ積極的に行われなければならない。
- 3 環境の保全及び創造は、社会経済活動その他の活動による環境への負荷を可能な限り低減することにより、人と自然とが共生できる循環型社会が構築されることを旨として行われなければならない。
- 4 地球環境保全は、人類共通の重要課題であるとともに、通常の諸活動が地球環境に影響を及ぼすものであることから、すべての事業活動及び身近な日常生活において自主的かつ積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第 4 条 市は、環境の保全及び創造に関し、市の区域の自然的社会的条件に応じた基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 市は、自らの施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境への負荷の低減に努めなければならない。

(事業者の責務)

第 5 条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、及び廃棄物を適正に処理し、並びに自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

- 2 事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、その事業活動に係る製品等が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に努めるとともに、その事業活動において再生資源等を利用するように努めなければならない。
- 3 前 2 項に定めるもののほか、事業者は、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第 6 条 市民は、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、市民は、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(年次報告)

第 7 条 市長は、毎年、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関して講じた施策に関する報告書を作成し、これを公表しなければならない。

第 2 章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

第 1 節 施策の策定等に係る方針

第 8 条 環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施は、次に掲げる事項を基本的な方針として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ総合的かつ計画的に行われなければならない。

- (1) 人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌等が良好な状態に保持されること。

- (2) 生物の多様性の確保が図られるとともに、農地、水辺地等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されること。
- (3) 人と自然との豊かな触れ合いが保たれるとともに、地域の歴史的文化的特性を生かした快適な環境が創造されること。
- (4) 廃棄物の減量及び適正処理が進められ、資源の循環的な利用が促進されるとともに、エネルギーの有効利用が図られること。
- (5) 地球の温暖化防止、オゾン層の保護等の地球環境保全に貢献すること。

第2節 環境基本計画

第9条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、安城市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全及び創造に関する長期的な目標及び施策の方向

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民及び事業者の意見を反映することができるように、必要な措置を講ずるものとする。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

第3節 環境の保全及び創造のための施策等

（環境配慮型公共工事等への取組）

第10条 市は、公共工事等の施行に際しては、公害の防止、建設副産物の有効利用、エネルギーの効率的な利用その他環境負荷の少ない施行方法を採用した環境配慮型公共工事等に率先して取り組まなければならない。

（環境の保全及び創造に資する施設の整備等）

第11条 市は、下水道、廃棄物の処理施設、公園、緑地その他の環境の保全及び創造に資する公共的施設の整備を積極的に推進するとともに、これらの施設の適切な利用の促進に努めなければならない。

（公害の防止等）

第12条 市は、市民の健康の保護及び生活環境の保全のため、公害の防止、廃棄物の適正処理等に関して必要な措置を講ずるものとする。

（環境保全型農業の推進）

第13条 市は、化学肥料及び農薬の使用の抑制、有機資源リサイクルその他の環境負荷の少ない方法を採用した環境保全型農業の推進のために、必要な措置を講ずるものとする。

（快適な環境の確保）

第14条 市は、緑化の推進、水辺の整備、良好な景観の確保、歴史的文化的遺産の保全等に努め、潤いと安らぎのある快適な環境を確保するように、必要な措置を講ずるものとする。

（環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進等）

第15条 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務等の利用が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、事業者及び市民による廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

（環境教育等の推進）

第16条 市は、環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲が増進されるように学校、職場、家庭等を通じて、環境に関する教育及び学習の推進その他必要な措置を講ずるものとする。

（自発的活動の促進）

第17条 市は、市民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体が自発的に行う環境美化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

（情報の提供）

第18条 市は、環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に提供するものとする。

（調査、監視等）

第19条 市は、環境の保全及び創造に関する施策の策定に必要な調査を実施するものとする。

2 市は、環境の状況を把握し、並びに環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な監視、指導等に努めるものとする。

（地球環境保全及び広域的連携）

第20条 市は、地球環境保全その他広域的な取組を必要とする環境の保全及び創造に関する施策の実施に当たっては、国、他の地方公共団体その他関係団体と協力して行うように努めるものとする。

2 市は、市の実施する国際交流を通じて、地球環境保全に関する国際協力を推進するように努めるものとする。

（施策の推進体制の整備）

第21条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、必要な体制の整備に努めるものとする。

第3章 環境審議会

第22条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、安城市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、環境の保全及び創造に関する基本的事項及び重要事項を調査審議する。

3 審議会は、委員20人以内で組織する。

4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 前各項に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

(12) 安城市環境審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、安城市環境基本条例（平成13年安城市条例第13号）第22条第5項の規定に基づき、安城市環境審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 各種団体の代表者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他市長が適当と認めた者

(会長及び副会長)

第3条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 会長、副会長ともに事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長を務める。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、環境部環境首都推進課で処理する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。

2 安城市環境保全対策協議会規則（昭和49年安城市規則第9号）は、廃止する。

附 則（平成14年5月27日安城市規則第36号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年3月26日安城市規則第23号）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月25日安城市規則第29号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月26日安城市規則第23号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月26日安城市規則第16号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(13) 安城市生活排水対策推進要綱

(目的)

第1 この要綱は、生活排水による公共用水域の有機汚濁及び富栄養化の防止について、市及び市民並びに事業者、販売業者、施工業者等の役割を定め一体となって生活排水対策の推進をはかることを目的とする。

(定義)

第2 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 生活排水 炊事、洗濯等生活雑排水及びし尿処理施設並びにし尿浄化槽の排水をいう。
- (2) 事業者等 工場及び各種事業場をいう。
- (3) 販売業者等 洗剤の販売及び製造業者をいう。
- (4) 施工業者 生活排水処理施設の設計施工業者をいう。
- (5) 公共用水域 側溝及び河川等公共用水路、湖沼をいう。

(市の役割)

第3 市は次に掲げる事項を推進するものとする。

- (1) 石けん又は無燐の合成洗剤の使用及び市民への普及
- (2) 生活排水に係る公共施設の整備及び適正な維持管理
- (3) 生活排水の処理に関する情報の収集及び研究
- (4) 市民に対し生活排水処理に関する知識の普及及び啓発活動
- (5) 事業者、販売業者等及び施工業者等に対する要請及び指導

(市民の役割)

第4 市民は市の施策に協力するとともに、次の各号に掲げる事項の実行に努めるものとする。

- (1) 石けん又は無燐の合成洗剤を使用すること。
- (2) 調理くず及び食物の残廃物を排水中に流さないこと。
- (3) し尿浄化槽の適正な維持管理を行うこと。

(事業者等の役割)

第5 事業者等は市の行う生活排水対策に積極的に協力するとともに、その事業活動をするにあたっては、生活排水による公共用水域の汚濁防止に必要な措置を講じること。

(販売業者等の役割)

第6 販売業者等は石けん又は無燐の合成洗剤の供給に努めるものとする。

(施工業者等の役割)

第7 生活排水処理施設の施工業者等は生活排水の適正な処理ができるよう施工に努めるものとする。

(その他)

第8 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、その都度市長が定めるものとする。

附則 この要綱は、昭和55年4月1日から施行する。

(14) 用語

○ アイドリング

駐車時や停車時に自動車のエンジンを空転させること。

○ ISO14000 シリーズ

ISO（国際標準化機構）が作成を進めている「環境に配慮した企業活動の進め方の基準」に関する一連の規格の総称。このうち、ISO14001は組織が環境マネジメントシステム（環境管理）に適合していると表明する場合に用いられる規格で事業者は登録機関に申請して合格すると、規格適合の認証を取得できる。有効期間は3年で更新することができる。

○ 赤潮

プランクトンが一時急激に異常増殖し、海面が赤色又は赤かっ色になる現象をいい、漁業被害をおこす。赤潮の原因は工場排水や都市排水の流入により、沿岸や内湾域が富栄養化したためといわれている。

○ 硫黄酸化物（SO_x）

硫黄（S）と酸素（O）の化合物全体のことをいい、SO₂（二酸化硫黄）、SO₃（三酸化硫黄）が主なもので、重油等の硫黄を含む燃料が燃焼することにより発生する。無色の刺激性の気体で、水に溶けやすく、高濃度のときは、眼の粘膜に刺激を与えるとともに、呼吸機能に影響を及ぼす。

また、金属を腐蝕させたり、植物を枯らしたりするといわれている。

○ 1, 1, 1-トリクロロエタン

(1) メチルクロロホルム、 α -トリクロロエタンなどとも呼ばれ、金属の常温洗浄、蒸気洗浄、ドライクリーニング用溶剤などに使用されている。

(2) クロロホルム様の甘味臭を有する無色透明な不燃性の液体で、揮発性がある。また、生分解性は低い。好気条件より嫌気条件で分解する。大気中では比較的安定で広域に拡散し、オゾン層破壊の原因物質のひとつと言われている。吸入により、中枢神経系抑制による麻酔作用、めまい、粘膜刺激、呼吸器刺激、頭痛、食欲不振などを起こす。

○ 1, 1-ジクロロエチレン

(1) ビニリデンクロライド、塩化ビニリデン、二塩化ビニリデンなどとも呼ばれ、ポリビニリデン共重合体の製造や化学中間体として使用される。

(2) 無色から淡黄色の透明な水より重い液体で、芳香臭、揮発性がある。また、水に難溶で、水中では安定するが、大気中では光分解を受ける。酸化されやすく、酸素と接触して過酸化物になる。高濃度の吸入は、即発性の神経衰弱を引き起こし、暴露が続くと意識を失う。

○ 1, 1, 2-トリクロロエタン

(1) 三酸化ビニルとも呼ばれ、塩化ビニリデンの原料になり、接着剤、ラッカー、テフロンチューブの生産に利用されている。また、油脂、ワックス、天然樹脂などの溶剤としても使用されている。

(2) 無色の液体で水に難溶、揮発性があり、クロロホルムのような甘味臭がある。水中から大気に蒸散する傾向があり、大気中で光化学分解される。主な症状は、中枢神経抑制と肝障害がある。

○ 1, 2-ジクロロエタン

(1) エチレンジクロライド、塩化エチレン、二塩化エチレンなどとも呼ばれ、塩化ビニルモノマーやポリアミノ酸樹脂の原料、溶剤、洗浄剤などに使用される。

(2) 甘味臭、揮発性を有する無色透明な油状液体で、蒸気圧が高く大気中へ移行しやすいが酸化分解を受けやすい。また、土壌吸着性が低いため、地下に浸透しやすい。吸入により、頭痛、めまい、吐き気、血液及び胆汁の嘔吐、下痢、意識不明などの症状を起こす。

○ 1, 4-ジオキサン

常圧常温において無色透明の液体で、抽出・精製・反応用溶剤として広く用いられている有機化合物である。弱いエーテル臭を有する。

平成 21 年 11 月に公共用水域及び地下水の水質基準に追加された。

○ 一般廃棄物

(1) 廃棄物のうち産業廃棄物以外の廃棄物のことをいい、人の日常生活から排出されるごみやし尿がその主なものである。

(2) 一般廃棄物の処理は市町村の固有事務であるので、市町村は処理計画をたて、それに従って計画的に収集し、処理しなければならないこととされている。

また、一般廃棄物のうち、家庭系のもは市町村が自ら処理を行い、事業系のもは事業者がその責任において処理するのが原則となっている。

○ エコマーク

環境負荷が少ないなど、環境保全に役立つと認められた商品に表示されています。

○ SS (浮遊物質)

水中に浮遊している粒径 2 mm 以下の不溶性で懸濁性の物質のことをいう。粘土、有機物、プランクトン、その他の微生物、それらの遺がい、各種産業排水中の懸濁物質などからなり、水の濁りの原因となる。

○ NPO

Non-profit Organization (非営利組織) の略語で、公的サービスを提供する行政、営利活動をする企業に対し、私的な利益を目的としない民間組織をいう。特定非営利活動促進法(平成 10 年 3 月交付、同年 12 月施行)により、環境の保全を図る活動など法に定められた活動を主たる目的とする NPO として設立が認証されると、法人格が付与される。

○ オゾン層

地球の成層圏に存在するオゾン (O_3) の層であり、太陽光線中の有害な紫外線を吸収する。このオゾン層がフロンなどによって破壊されると有害紫外線が地表まで達し、皮膚ガンの増加や生態系へ

の影響が懸念されている。

○ 合併処理浄化槽

し尿と台所や風呂から出る雑排水を併せて処理する浄化槽で、し尿だけを処理する単独浄化槽に比べると河川の水質に与える影響をおよそ1/9に減らすことができる。

○ カドミウム（Cd）

（1）主に亜鉛の生産に伴って産出される重金属

メッキ工場、塩化ビニール工場、亜鉛精錬所、機械、電子機器製造工場等が主な発生源

（2）大量のカドミウムが長期間にわたって体内に入ると慢性中毒となり、機能低下を伴う肺障害、胃腸障害、腎臓障害等を引き起こす。イタイイタイ病は、上流の鉱山排水中に含まれるカドミウムによる慢性中毒に起因するものといわれている。

○ 環境アセスメント（環境影響評価）

事業の実施に先立ち、環境への影響についてあらかじめ適正に調査、予測及び評価し、その結果に対する地域住民等の意見を聴いて、その事業に係る環境の保全に十分な配慮を行うこと。

○ 環境基準

人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準をいう。現在、大気・水質・騒音・土壌についてそれぞれ環境基準が定められている。

○ 環境基本法

地球環境問題への対応及び環境にやさしい社会づくりのための基本的な法律で、平成5年11月19日に公布、施行された。このなかで ①恵み豊かな環境を守り、将来の世代に引き継ぐ ②環境にやさしい長続きする社会づくり ③国際協調による地球環境保全 の3つの理念が示されている。

○ 環境基本計画

環境基本法に基づき平成6年12月に閣議決定された、わが国初の国レベルの包括的な環境計画で、環境負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築することを目指す。

計画においては、「循環」、「共生」、「参加」及び「国際的取組」の4つを長期的な目標として定めている。

○ 環境の日

平成5年11月に制定された環境基本法により、6月5日が「環境の日」と法定された。なお、1972年（昭和47年）6月5日から2週間スウェーデンで開催された国連人間環境会議を記念して、6月5日は「世界環境デー」と定められ、わが国では、昭和48年から毎年、6月5日からの1週間を「環境週間」としてきたが、平成3年からは6月を「環境月間」としている。

○ 環境ホルモン

環境庁は「動物の生体内に取り込まれた場合に、本来、その生体内で営まれている正常なホルモン

作用に影響を与える外因性の物質」を「内分泌かく乱化学物質」（いわゆる「環境ホルモン」）としている。

生殖機能阻害や、悪性腫瘍等を引き起こす可能性がある環境ホルモンによる環境汚染は、科学的には未解明な点が多く残されているものの、それが生物生存の基本的条件に関わるものであり、世代を越えて深刻な影響をもたらすおそれがあることから、環境保全上の重要課題となっている。

現在ビスフェノールA、フタル酸エステル、トリブチルスズ、ダイオキシン類など約 70 種類が内分泌かく乱作用を有するものとして疑われている。

○ 規制基準

工場・事業場が守らなければならない騒音、振動、悪臭の基準。この基準に適合しないことにより周辺の生活環境が損なわれていると認めるときは、改善のための措置が取られる。

○ 98パーセンタイル値

1日平均値の年間 98パーセンタイル値とは、年間にわたる1日平均値（有効測定日分）のうち、測定値の低い方から98%に相当するものをいう。なお、低い方から98%に当たる測定日は少数点以下を四捨五入して算出する。

○ グリーン購入

製品やサービスを購入する際、まず、その必要性を十分に考慮した上で、価格や品質、利便性、デザインだけでなく、環境のことを考え、環境負荷ができるだけ少ないものを優先して購入すること。

○ グリーンコンシューマー（Green consumer）活動

消費者が、環境に良い商品を買うなど環境に配慮した消費生活を営むことにより、企業に対して環境に配慮した企業行動を要求していく活動をいう。

昭和 60 年代にドイツとイギリスで発行された本がきっかけとなり欧米で一挙に広がり、我が国でも、近年、普及啓発のための民間団体が組織されるなどして取組が始められている。

○ 健康項目

水質汚濁に係る環境基準において、人の健康を保護するために基準の定められているカドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス 1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素・亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素、1,4-ジオキサンの 27 項目をいう。

○ 公害

事業活動、その他人の活動に伴って生じる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭によって人の健康又は生活環境に係る被害が生じることをいう。

○ 光化学オキシダント（ O_x ）

大気中の窒素酸化物、炭化水素等が強い日射を受け、光化学反応をおこして生成されるオゾン、PAN（パーオキシアセチルナイトレート）等の酸化力の強い物質のことをいい、高濃度のときは、眼を刺激し、呼吸器、その他の臓器に影響を及ぼす。また、植物にも影響を及ぼす。

○ コージェネレーション

燃料の燃焼により発生する高温の熱を利用して発電を行うと同時に、その排熱を利用して温水や蒸気を発生させ、給湯や冷暖房など低温で間に合う用途に利用するシステム。このシステムは、電力需要と熱需要が適切に組み合わせられた場合は、総合エネルギー効率が70～80%まで向上する。

○ こどもエコクラブ

子どもたちが地域において主体的に環境学習や環境保全活動に取り組み、将来にわたる環境保全意識を高めることを支援するため、環境庁（現在の環境省）が平成7年6月から募集し、発足したクラブである。各クラブは、小中学生数人から20人程度で構成され、大人（保護者等）がサポーターとして助言、連絡に当たっている。この事業は平成23年4月1日から財団法人日本環境協会に引き継がれている。

○ 産業廃棄物

(1) 事業活動に伴って生じた廃棄物で、次に掲げるもの及び輸入された廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条）をいう。

①燃え殻 ②汚泥 ③廃油 ④廃酸 ⑤廃アルカリ ⑥廃プラスチック類 ⑦ゴムくず ⑧金属くず ⑨ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず ⑩鉱さい ⑪がれき類 ⑫ばいじん ⑬紙くず ⑭木くず ⑮繊維くず ⑯動植物性残さ ⑰動物系固形不要物 ⑱動物のふん尿 ⑲動物の死体 ⑳産業廃棄物を処分するために処理したもので、①～⑱の産業廃棄物に該当しないもの（このうち、⑬～⑱については業種が限定されている。）

なお、「廃棄物」とは、不要物のことで、占有者が自ら利用することができるものや、他人に有償売却することができるものは「有要物」であり、（産業）廃棄物とはならない。

(2) 産業廃棄物は事業者自ら処理するのが原則だが、都道府県においても、主として広域的に処理することが適当なものについては処理することができるものとされている。

○ 酸性雨

通常、雨水には大気中の二酸化炭素が溶け込んでいるため、清浄な雨水でもpHは5.6程度となっている。このため、一般にpH5.6よりも低い数値を示す雨を酸性雨という。

酸性雨の原因は、硫黄酸化物や窒素酸化物等の大気汚染物質といわれている。

○ COD（化学的酸素要求量）

BODと同じように、主として有機物による水の汚濁の程度を示す指標で、水中の汚濁物質を100℃で酸化剤で酸化するときに消費される酸素量で表す。この値が大きいほど汚濁が進んでいることを意味する。

○ ジクロロメタン

- (1) 塩化メチレン、二塩化メチレン、DCMとも呼ばれ、溶剤、ウレタン発泡助剤、エアゾルの噴射剤、冷媒、抽出溶媒などに使用されている。
- (2) 無色透明の芳香のある水より重い液体で、不燃性、非引火性で湿気により加水分解する。大気中では容易に光化学分解するが、水からの揮散は少なく、生分解性はあまりない。

○ シス-1, 2-ジクロロエチレン

- (1) 1, 2-ジクロロエチレン、二塩化アセチレンなどとも呼ばれ、溶剤、染料抽出剤、香水、ラッカー、熱可塑性樹脂の製造、有機合成原料などに使用されている。
- (2) 無色透明な液体で、芳香臭、刺激性がある。また、揮発性があり、引火性、可燃性がある。表流水では直ちに蒸散し、大気中で光化学的に分解する。高濃度のジクロロエチレン類は、麻酔作用を有し、中枢神経の抑制作用もある。

○ 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素

- (1) 窒素化合物のうち、硝酸塩及び亜硝酸塩のことをいい、水中の窒素化合物の一部が微生物により分解され、硝酸塩や亜硝酸塩を生成する。
- (2) 硝酸塩及び亜硝酸塩は、肥料、火薬製造、ガラス製造の原材料などに使用される。
- (3) 健康影響として、乳幼児に対するメトヘモグロビン血症（チアノーゼや窒息）を起こす。
- (4) 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素などの窒素も、富栄養化の要因物質となる。

○ 新エネルギー（エコエネルギー）

従来から使用してきた石油・石炭など化石燃料以外の新しいエネルギー源の総称であり、具体的には、太陽光発電・風力発電といった自然エネルギーを利用する「再生可能エネルギー」、工場排熱・ゴミ焼却熱等を利用する「リサイクルエネルギー」、従来エネルギーの効率的利用技術であるコージェネレーションや電気自動車等のクリーンエネルギー自動車といった「従来型エネルギーの新利用形態」のことをいう。これらは、環境への負荷の少ないエネルギーであることから、同義語的に「エコエネルギー」とも言われている。

○ 振動レベル（dB）

振動の大きさの感じ方は振幅、周波数等によって異なる。公害振動の大きさは、物理的に測定した加速度振幅の大きさに、周波数による感覚補正を加味してdBで表す。

○ 水生生物

水中に生活する生物をいう。水中には、藻類や原生動物などのプランクトン、水草、昆虫、魚類等さまざまな植物や動物が生育している。これらの水生生物は、水が汚染されると影響を受け、水質の程度に応じた生物相を呈するようになる。この現象を利用して、水中の生物の種類や数から水の汚れ具合を調べることができる。

○ ゼロエミッション

国連大学のグンター・パウリ学長顧問が提唱した構想で、生産・流通工程から出る廃棄物を新たな原材料として再利用し、廃棄物をゼロにするという考え方をいう。

○ 騒音レベル（dB（A））

音に対する人間の感じ方は、音の強さ、周波数の違いによって異なる。騒音の大きさは、物理的に測定した騒音の強さに、周波数ごとの聴覚補正を加味してdB（A）で表す。

○ 総量規制

一定の地域内で排出される汚染物質の総量を、当該地域の環境の自浄能力又は環境基準に照らして算定される環境容量内に抑えようとする規制方式。

現在、大気汚染防止法では硫黄酸化物について、水質汚濁防止法ではCODについて、それぞれ特定の地域において総量規制を実施している。

○ ダイオキシン類

ダイオキシン類とは、有機塩素化合物のポリ塩化ジベンゾパラジオキシン（PCDD）とポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）及びコプラナーポリ塩化ビフェニル（C_o-PCB）の総称であり、物の燃焼等の過程で非意図的に生成する。

塩素原子の位置により、PCDDには75種類、PCDFには135種類、C_o-PCBには十数種類の異性体が存在し、その有害性はこれらの異性体の中で最強の毒性を有する。2,3,7,8-四塩化ジベンゾパラジオキシン（2,3,7,8-TCDD）の毒性を1としたときの他の異性体の相対的な毒性を毒性等価係数（TEF）で示し、これを用いてダイオキシン類としての有害性を2,3,7,8-TCDDの等量（TEG）で表現することが通例である。

ダイオキシン類の毒性は、一般毒性、発がん性、生殖毒性、免疫毒性など多岐にわたっている。

○ 地球環境問題

被害、影響が一国内にとどまらず、国境を越え、さらには地球規模にまで広がる環境問題及び先進国も含めた国際的な取組が必要とされる開発途上国における環境問題をいう。具体的には、①地球の温暖化 ②オゾン層の破壊 ③酸性雨 ④熱帯林の減少 ⑤野生生物の種の減少 ⑥砂漠化 ⑦海洋汚染 ⑧有害廃棄物の越境移動 ⑨開発途上国の公害問題などがある。

○ 地球温暖化

- (1) 大気中に存在する二酸化炭素（CO₂）などの気体は、太陽からの日射をほぼ完全に透過させる一方、地表から放射される熱（赤外線）を吸収し、地表を暖める働きを持っている。この働きは、ちょうど温室のガラスに似ていることから「温室効果」と呼ばれている。また、温室効果を持つ気体は「温室効果ガス」と呼ばれ、二酸化炭素のほかにメタン、亜酸化窒素、対流圏オゾン、水蒸気、フロン等がある。
- (2) 地球の平均気温は、温室効果により、人間や動植物の生存に適した約15℃に保たれている。温室効果がなければ、地球の平均気温は約-18℃になると推計されている。
- (3) 地球温暖化とは、人間活動の拡大により大気中の温室効果ガスの濃度が増加し、温室効果が強化され、地球の気温が気候の自然な変動に加えて上昇することをいう。
- (4) 温室効果ガスのうち、地球温暖化の主因である二酸化炭素は、主に石油・石炭などの化石燃料の燃焼から発生する。大気中の二酸化炭素濃度は、産業革命以前には約280ppmであったが、現在では約360ppmに増加している。

(5) このまま温室効果ガスの濃度が増え続けると、2100年には地球の平均気温は約2℃上昇し、海面は約50cm上昇すると予測されている。また、異常気象の増加、砂漠化の拡大、農業生産や生態系への影響など、人間の生活環境や自然環境への広範で深刻な影響が懸念されている。

○ 地球サミット（環境と開発に関する国連会議）

1992年6月に、ブラジルのリオデジャネイロで開かれた国連人間環境会議。100か国以上の政府首脳が一堂に会し、地球環境の保全に関する国際協力について討議された。リオ宣言、アジェンダ21等が採択された。

○ 窒素酸化物（NO_x）

窒素（N）と酸素（O）の化合物全体のことをいい、NO（一酸化窒素）、NO₂（二酸化窒素）が主なものである。燃焼時の高温下で空気中の窒素と酸素が化合することによるほか、窒素を含む有機物が燃焼するときにも発生する。NO₂は赤かっ色の刺激性の気体で、高濃度のときは、眼、鼻等を刺激し、健康に影響を及ぼす。

○ 鳥獣保護区

鳥獣保護区は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第28条の規定により、鳥獣の保護繁殖を目的とし区域を設定するもので、国が設定する国設鳥獣保護区と県が設定する県設鳥獣保護区がある。

愛知県では、鳥獣保護区の設定期間を10年間としており、鳥獣保護区では原則として鳥獣の捕獲を禁止している。

○ 低周波音

人の耳には聞き取りにくい低い周波数の空気振動。時としてガラス窓や障子などを振動させるため苦情が発生する。

○ テトラクロロエチレン

(1) パークレン、パークロロエチレン、四塩化エチレンとも呼ばれ、不燃性で洗浄能力が優れているため、ドライクリーニングに大半が使用され、金属部品の洗浄や繊維の精練加工においても使用されている。

(2) 無色の液体で、エーテルのような臭いがある。高濃度の場合、眼・鼻・のどを刺激する。蒸気を吸引すると、麻酔作用があり、頭痛・めまい・意識喪失を起こす。また、ガンの原因にもなるといわれている。

○ DO（溶存酸素量）

水中に溶解こんでいる酸素量のことをいい、単位はmg/lで表す。BODやCODとは逆に数値が低いほど汚染が進んでいることを表す。

○ 等価騒音レベル（Leq）

騒音レベルが時間とともに変化する場合、測定時間内でこれと等しい平均二乗音圧を与える連続定

常音の騒音レベル。ある時間内で観測されたすべての測定値のパワー平均値と考えてよい。単位はデシベル（dB）である。

一般に主観的な騒音の大きさとの対応がよく、環境騒音の比較的長い期間、例えば数時間、1日、1ヵ月などの騒音を代表する値として用いられる。

平成10年9月に環境庁（現在の環境省）から告示された「騒音に係る環境基準」では、騒音の評価手法として等価騒音レベルが採用されている。

○ トリクロロエチレン

- (1) トリクレン、三酸化エチレンとも呼ばれ、不燃性で脱脂能力が優れており、金属部品の洗浄に大半が使用され、接着剤や塗料の溶剤としても使用されている。
- (2) 無色の水より重い液体で、クロロホルムのような臭いがある。眼・鼻・のどを刺激する。蒸気を吸引すると、頭痛・めまい・吐き気及び貧血・肝臓障害を起こす。また、ガンの原因になるといわれている。

○ 燃料電池

燃料（天然ガス、メタノールなどの燃料から得られた水素）と酸化剤（主に空気中からの酸素）を化学的に反応させて、その反応エネルギーを電気として直接取り出す直流発電装置である。

発電率が40～60%と高く、排熱を利用した場合にはさらにエネルギーの効率的利用を図ることができる。

○ 75%水質値

年間の日間平均値のデータを、その値の小さいものから順に並べ、 $0.75 \times n$ 番目（ n は日間平均値のデータの数）のデータ値をもって75%水質値とする。（ $0.75 \times n$ が整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。）

環境基準地点において、年間を通じて環境基準に適合していたか否かを判断する場合は75%水質値が基準値を満足していたかで判断する。これは、公共用水域におけるBODまたはCODの評価方法として用いる。

○ ハイブリッド自動車

通常はエンジンの動力で走行するが、減速時に電気や油圧の形で蓄えたエネルギーを黒煙や窒素酸化物が多く排出される発進・加速時に利用して、その排出を抑えるものである。また、発進・停止の多い市街地では、5～20%の省エネルギー効果がある。この方式は、中型や大型のバス・トラックに利用されている。

また、「新しい型のハイブリッド自動車」として、エンジンで発電した電力により、電気モーターで走行するものと、走行状況に応じ、エンジンと電気モーターを併用して走行する小型乗用車が開発されている。

○ ビオトープ

生物を意味するBioと場所を意味するTopを合成したドイツ語で、直訳すれば「生物生育空間単位」。生物学では、「特定の生物群集が生存できるような、特定の条件を備えた均質な地域」と

定義されている。

○ PCB

(1) Polychlorinated biphenyl (ポリ塩化ビフェニル)

(2) 有機塩素系の非常に安定な化合物で、熱に強く、酸やアルカリに侵されず、絶縁性にすぐれ、水に溶けないという性質を持っており、トランスやコンデンサーなど電気製品の絶縁体から熱媒体、ペンキ、インク、プラスチック加工用とあらゆる分野に使われていたが、昭和47年6月から生産停止となっている。

(3) PCBの急性毒性は、DDTの5分の1程度だが、いったん体内に入ると分解されずに蓄積され、全身にニキビ状の吹出物ができ、肝臓障害、悪心、吐き気などを起こすといわれている。

○ pH (水素イオン濃度)

溶液中の水素イオン濃度を示す尺度で、酸性、アルカリ性の度合を示す。

pH 0~7 ……………酸性 (数値が小さくなるほど酸性の度合いが強い)

pH 7 ……………中性

pH 7~14 ……………アルカリ性 (数値が大きくなるほどアルカリ性の度合いが強い)

○ ppm (parts per million)

100万分中のいくつであるかを示す単位。ごく微量の物質の濃度や含有率を表すのに使われる。

大気汚染では1m³の大気中1cm³の汚染物質が含まれている状態を、また、土壌汚染では1kgの土壌の中に1mgの汚染物質が存在している状態をそれぞれ1ppmで表す。

○ P R T R (Pollutant Release and Transfer Register) 制度

P R T Rとは、環境汚染物質排出・移動登録と訳され、工場・事業場が化学物質の環境への排出量や廃棄物としての移動量を自ら把握し、その結果を行政に報告し、行政が何らかの形で公表するものである。つまり、化学物質の排出・移動量の登録を通じて、環境リスクを管理するものである。

○ B O D (生物化学的酸素要求量)

有機物による水の汚濁の程度を示す指標で、水中の汚濁物質が20℃で5日間のうちに微生物により酸化分解される過程で消費される酸素量のことで単位はmg/lで表す。この値が大きいほど汚濁が進んでいることを意味する。

○ 微小粒子状物質 (PM_{2.5})

粒径が2.5μm (1μm[マイクロメートル]=1/1,000mm) 以下の大気中に浮遊する粒子状物質 (Particulate Matter) をいう。

粒径が非常に小さいため、肺の奥まで入りやすく、肺がん、呼吸器系への影響に加え、循環器系への影響が懸念されるといわれており、平成21年9月9日にこれまで調査している浮遊粒子状物質 (粒径が10μm以下) に加えて環境基準が設定された。

○ 富栄養化

窒素・リン等の栄養物質の含有量が少ない湖沼が、長い年月の間に栄養物質の豊富な湖沼へと次第に変せんしていく現象をいう。近年、海域でも同様の現象がおきており、特に内湾のような閉鎖性水域では、プランクトンの異常増殖や水質悪化をひきおこしている。

○ 浮遊粒子状物質（SPM）

大気中に浮遊している粒子状物質のうち、その粒径が $10\mu\text{m}$ ($1\mu\text{m}$ [マイクロメートル]= $1/1,000\text{mm}$) 以下のものをいう。沈降速度が小さいため、大気中に比較的長時間滞留し、高濃度のときは健康に影響を与えているとされている。

○ フロンガス

炭化水素に塩素やフッ素が結びついた化合物の総称で、冷蔵庫等の冷媒、電子部品の洗浄用等に広く使われてきた。オゾン層を破壊することがわかり、国際的な削減策がとられている。

○ マニフェストシステム

マニフェストシステムとは、産業廃棄物の適正処理を推進するため、排出事業者が産業廃棄物の処理を委託する際に、産業廃棄物の名称、数量、性状、運搬業者名、処分業者名、取扱上の注意事項などを「産業廃棄物管理票（マニフェスト）」に記載し、処分業者等からの返送を確認することで産業廃棄物の流れを自ら把握・管理する方法をいう。

○ 要請限度

騒音規制法又は振動規制法の指定地域内において、自動車騒音又は道路交通振動が一定の限度を超えていることにより、道路周辺の生活環境が著しく損なわれている場合には、市町村長は都道府県公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置をとることを要請したり、道路管理者に対し、道路交通振動防止のための道路の舗装、修繕等の措置をとることを要請するものとしている。この限度のことを要請限度という。